

和光市勤労福祉センター  
指定管理者年度協定書

平成23年4月

## 和光市勤労福祉センター指定管理者年度協定書

和光市（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）であるシンコースポーツ・サンワックス共同事業体（以下「乙」という。）とは、平成23年2月18日に、和光市勤労福祉センター（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した和光市勤労福祉センター管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に関する和光市勤労福祉センター管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本業務の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

（平成23年度の業務内容）

第3条 甲及び乙は、平成23年度の本業務の内容は、基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。

（平成23年度の指定管理料）

第4条 甲は、本業務の実施の対価として、40,683,338円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 乙は、甲に対し、管理費用を甲の指示する手続に従って月毎に書面をもって請求するものとする。

3 甲は、前項による管理費用の請求が適正と認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に、乙に対し管理費用を支払うものとする。

4 指定管理料のうち、50万円については基本協定第14条第3項に定める乙の見積りによる1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の管理物件の修繕に使用し、126,000円については備品（Ⅱ種）の購入に使用し、年度終了後余剰金が発生した場合は、甲乙確認後、乙は甲に返還するものとする。

（合意事項）

第5条 甲と乙は、別紙の合意事項を遵守するものとする。

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成23年 4月 1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 松本 武洋 印

乙 東京都台東区台東一丁目27番1号

シンコースポーツ・サンワックス共同事業体

代表者 東京都台東区台東一丁目27番1号

(構成員) シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石崎 克己 印

構成員 埼玉県熊谷市問屋町二丁目5番13号

株式会社サンワックス

代表取締役 野原 治人 印